

環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）
清水行政局 建設環境室

〈ごみ分別すれば資源〉

犬や猫のトラブル

犬

道や畑へのふんの放置、ムダ吠えによる鳴き声がうるさいとの苦情が近隣・地主から寄せられます。また、放し飼いや散歩中の犬にかまれたり、子どもが追いかけられ転倒したりするという事案も発生しています。

放し飼いや鳴き声などの騒音、汚物の放置、迷い犬など、犬に関するトラブルはすべて飼い主の責任です。犬は首輪をし、つないで飼いましょう。



排せつは可能なかぎり自宅で済ませ、散歩中のふんは必ず持ち帰るようにし、尿を流すための水を用意するなど、配慮が必要です。

どんな時でも犬を制御できる人が散歩をさせ、リード（引綱）をつけましょう。他人に迷惑をかけないよう、家族の一員として愛情としつけが必要です。犬の性格をよく知り、愛情を持ってきちんとしつけをして飼いましょう。

● **飼い犬の登録内容に変更があったときは届け出てください。**

- ・ 飼い犬が死亡したとき
 - ・ 犬の所在地が変わったとき
 - ・ 転入や転出などにより飼い主の名前や住所が変わったとき
- などの場合、環境衛生課（吉備庁舎）または清水行政局建設環境室まで届け出てください。

猫

無責任な餌やり行為などによって、飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）の繁殖やその汚物、発情期の鳴き声、

近隣住宅への侵入など、猫が原因のトラブルが報告されています。

無責任な餌やり行為は行わないようにしてください。餌をやる限りは、避妊去勢手術を受けさせるなど、今以上に数が増えないよう努力した上で、責任を持った行動をお願いします。

飼い猫についても、周辺住民へ迷惑をかけないように、また交通事故や感染症を避けるためにも室内で飼うようにしましょう。

ペットが亡くなったら

ペットの死体については、有田聖苑に直接持ち込んで火葬していただくか、飼い主の方の所有地に埋葬してください。

有田聖苑での火葬は有料です。料金は重量などによって変わりますのでお問い合わせください。お骨の返却もできるのでご相談ください。

● **有田聖苑事務所 ☎52・3055**



家庭から出る 燃えるごみの収集量

令和3年（2021年）5月／約316トン
前月から約1トンの増加

有田川町の家庭から出る燃えるごみや燃えないごみは環境センターで処理されており、その運営費の一部を分担金として支払っています。分担金はごみ搬入量と人口に基づいて計算されます。

生ごみの水切りやコンポスト容器の利用など、ごみ減量によって環境にも町財政にもエコな暮らしを目指しましょう。

生ごみ処理製品。園芸用電動粉砕機購入補助金
購入補助金申請受け付け終了

生ごみ処理製品と園芸用電動粉砕機購入補助金は、皆さまのご好評を得て予算上限に達したため、今年度の申請の受け付けを終了しました。